

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

対馬市

2. 構造改革特別区域の名称

対馬どぶろく特区

3. 構造改革特別区域の範囲

対馬市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

対馬市（以下「本市」という。）は、平成16年3月1日に対馬の6町（厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町）がひとつになって誕生した。

本市は、日本海の西に浮かぶ南北82km、東西18kmの細長い島で、北は対馬海峡西水道を隔てて朝鮮半島に面し、南は対馬海峡東水道を隔てて九州本土に面している。

位置は北緯34度42分から北緯34度5分の間に入る。大阪から和歌山にかけての緯度と同じぐらいである。経度では東経129度30分から東経129度10分で、長崎県佐世保市から平戸市と同じぐらいの位置である。

海岸は複雑な入り江を持つリアス式海岸であり、その総延長は915kmにも及ぶ。全島の89%が山林で、急峻な山々が連なって海岸まで続いている。本市を南北に分けるように島の中央部に位置する浅茅湾は、大小いくつもの入り江と島々が複雑に入り組んでいて島内外の釣り客が多く訪れる観光地の一つになっている。

また、本市から福岡まで海路は138kmであるのに比べ、韓国の釜山までの距離は49.5kmであり、晴れた日には、本市の西側から朝鮮半島の山々や建物を望むことができるほど地理的に非常に近いことから、古くより本市は大陸との交流で重要な役割を担ってきた。

(2) 気候

海に囲まれた本市は、対馬暖流の影響を受ける温暖で雨が多い海洋性の気候である。春はアジア大陸からの季節風で黄砂が運ばれてくる。この頃は寒さと暖かさが交互にやってくる三寒四温の時期でもある。約ひと月の梅雨があるが夏は比較的涼しく過ごすことができる。秋は台風の影響を受けて雨量が増えるが、10月頃からは晴れた日が多くなる。冬は大陸からの強い季節風で肌寒く冷え込みが厳しくなるが、雪が積もることはあまりない。

(3) 人口

平成22年の国勢調査では本市の総人口は34,407人であった。平成17年の調査に比べ10.6%少なくなっており、この人口の減少は昭和35年から続いているものの、世帯数は13,813世帯で昭和50年からあまり減少していない。このことから、世帯の人数が減っていく核家族化が進んでいることがわかる。65歳以上の高齢化率（人口に占める割合）は29.5%で、長崎県及び全国に比べ速いペースで高齢化が進んでいる。

住民基本台帳においても、平成9年度以降、死亡者数が出生数を上回る自然減少が続いており、転入・転出の社会要因と合わせると人口減少に歯止めがかからない状況が続いている。

(4) 産業

平成22年の国勢調査では、本市の就業人口は第一次産業の割合が21.7%で他の地域に比べると高くなっている（長崎県は7.9%、全国は4.7%）。特に第一次産業の中で漁業は77.4%の割合になっていて本市の主要な産業である。その一方で、第二次産業は12.3%、第三次産業は66.0%の割合となっており、長崎県平均（第二次：19.5%、第三次：72.6%）を下回っている。就業者数の移り変わりをみると、第一次産業、第二次産業就業者数が減少し、第三次産業が増えてきている。

漁業は、対馬東沿岸・日本海を漁場の中心とするイカ釣り漁業が主である。イカ釣り漁業生産額は長崎県全体の37.8%（H22～23年農林水産統計）を占めている。その他、恵まれた海の資源を活用して鯛やブリなどの一本釣り、延べ縄漁、サザエ、アワビの採取、ヒジキ、海藻類の採取、沿岸での定置網漁業が盛んである。また、リアス式海岸の浅茅湾を中心に養殖業が盛んで、特に真珠の生産量は長崎県全体の52.9%（H22～23年農林水産統計）を占めている。しかし、漁獲量の減少や魚価の低迷など漁業を取り巻く環境は厳しく、漁業従業者は年々減少している。

林業は、豊かな森林資源に恵まれ、長崎県全体の林業生産額の19%（H18年）を占めている。第一次産業の中では漁業に次いで第二位の産業である。従来は木材生産が主であったが、最近はいいたけ栽培に変わってきている。しかし、働く人の減少や高齢化、後継者の不足、更に木材やしいたけの価格の低迷から林業の生産額が減少傾向となっている。

農業については、昭和30年代まで対馬で主要な産業であったが、他の一次産業と同じように年々従業者が減っていることから、島内では野菜や米などの生産量が少なく、不足分を島外から運んできている。

工業は、主なものはなく建設業の占める割合が高くなっている。また、鉱業については、厳原町阿須地区が陶磁器やタイルの原料になる陶石類の日本三大産地のひとつであり、年間約3万トンが生産されている。製造業については、食料品製造業、窯業・土石製品製造業、木材・木製品製造業が中心であるが、規模の小さい事業所が多いのが特徴である。

商業については、飲食料品小売業の売上が高いのが特徴である。商業年間販売額は521億7,600万円、1商店当たり7,787万円（H19年商業統計）であった。また、近年では美津島町や上対馬町に大型小売店舗ができて販売額を伸ばしている。

観光については、歴史・自然・文化といった独自の豊かな観光資源や韓国との国際航路が開設されたことを切欠として、厳原港まつり、国境マラソンIN対馬など国内外のお客さんが多く集まるイベントの開催で観光客は増えている。

(5) 歴史

本市は、日本の中で朝鮮半島に最も近いという地理的条件から、大陸からの石器文化、青銅器文化、稲作、仏教、漢字などを伝える日本の窓口であった。また、朝鮮半島との間では古くから貿易などの交流が盛んに行われていた。この活発な交流により、本市には数多くの書物、仏像、建造物、朝鮮式山城の金田城跡や古墳などの文化財が残っている。

朝鮮半島との友好な交流の歴史の中、1592年～97年の文禄・慶長の役で交流が中断してしまっただが、対馬藩十萬石の藩主・宗家は、朝鮮との関係を回復するため、朝鮮通信使を江戸まで案内するなど、日本と朝鮮の交流再開に努力した。

20世紀に入り、一時期に朝鮮半島との交流が中断した時代もあったが、対馬地域にとって朝鮮半島は身近な存在であることには変わりなく、今では本市と韓国の釜山との間が定期航路で結ばれるなど、文化、経済、教育の活発な交流が再開されている。

5. 構造改革特別区域の意義

現在本市を訪れる観光客数は、東日本大震災の影響による減少から回復したことに加え、対馬－釜山間航路の増便により増加しているものの、政治や経済の情勢により大きく左右される側面があるため、国内観光客の安定的な取り込みが課題となっている。

農業については、後継者不足や大規模効率化が難しいことなどから衰退の一途をたどっている。しかしながら、効率的に農業を行うことができなかつたが故に、今でも半農半漁の生活や昔ながらの農業スタイルが残っていたり、他所では作られていない品種の栽培を続けている農家が存在したりする。また、本市南端にある豆敷という集落において、千数百年前から伝わり、現在では国選択無形民俗文化財となっている「赤米神事」が受け継がれていたり、絶滅危惧種に指定されているツシマヤマネコが生息しやすい環境の保全に配慮した「ツシマヤマネコ米」の栽培が行われていたりするといった、稲作に関連するユニークな取組みもなされている。

本計画による特区認定を受け、農家民宿などで「濁酒」を提供することによって、豊かな自然とともに営まれてきた島の暮らしや「赤米神事」などの本市に今も残る伝統行事、また「ツシマヤマネコ米」の活動などによる生物多様性保全活動を島の内外に発信することは、本市の市民にとってのふるさと再発見や、交流人口拡大、並びに、地域活性化を図る上で大変意義のある活動である。

6. 構造改革特別区域の目標

本市ではこれまで、豊かな自然と悠久の歴史を核とした観光誘客活動を行ってきたが、平成27年春に「(仮称)観光交流センター」の開業が控えているなど、今後もより一層観光おもてなし事業の重要性が増してくることが見込まれる。

今後、本市の魅力を発信することにあたり、全国各地多くの場所で廃れてしまった地域の暮らしや、他の地域では見ることのできない類い稀な伝統文化や自然など、たくさんの「非日常」を提供することが必要であると考えられる。

本特例を活用することで、本市の農産物を使うことを条件に特定酒類の製造が可能になることから、自然と共生し自給自足をしながら歩んできた対馬における暮らしを、島の内外に関わらず広く知っていただき、交流人口の拡大につなげることを目標とする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画を実施し、農家民宿などの宿泊施設において本市の農産物による酒類の提供を行うことによって、島暮らしの中で脈々と受け継がれてきた暮らしの知恵など、これまで培われてきた生活文化の保全及び継承に寄与する。

また、田舎暮らしに関心がある都市生活者を誘客することによる交流人口の拡大並びに地域経済の活性化や交通インフラの維持が期待される。

(1) 農家民泊登録件数及び利用者数の増加

特定酒類を自家製造することで、観光メニューに付加価値が生まれ、農家民泊利用者数の増加が期待される。

	平成26年度見込	平成31年度目標
特定酒類製造件数	0件	4件
農家民泊利用者数	1,300人	1,500人

(2) 観光客数の増加

農家民泊と連携した滞在型観光の推進により、交流人口の増加が期待される。

	平成26年度見込	平成31年度目標
観光客数	162,000人	165,000人

8. 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

1. 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

2. 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域（以下「特区」という。）内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（民宿、料理飲食店など）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としてその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者。

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

対馬市の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、特区内において、農林漁業体験民宿、農家レストランなどを営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

濁酒の製造ならびに提供をきっかけに、農家が昔から脈々と受け継がれてきた自然との共生に根差した暮らしを体感できる場を提供することにより、都市と農村の交流の活性化に寄与するため、本特例を活用する。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。